

東社協 福祉施設経営相談室だよりNo.58 平成19年5月22日

TEL03-3268-7170 FAX03-3268-0635

Eメール keiei-soudan@tcsw.tvac.or.jp

本相談室だよりNo.58は、社会福祉法人本部あて発行されています。

厚労省が社会福祉法人審査基準、社会福祉法人監査要綱等を改正（全4枚）

この度、厚生労働省は、公益事業の推進、経営の自立性・自律性の向上等を目的として、社会福祉法人審査基準、社会福祉法人定款準則、介護報酬、障害者自立支援給付の資金使途を定めた通知等を、パブリック・コメントを経て、3月30日付で、改正通知を都道府県、指定都市、中核市に発出し、これを受け、東京都より平成19年5月18日付にて、関係改正通知が各社会福祉法人宛送付されました。なお、定款準則第1条記載事業は、原則個別事業ごと掲載することと指導されてきたことについて、このたび事業種類ごとに掲載する旨変更されています。現行どおりの記載方法とすべきとのパブコメ意見に対して、厚労省は「今回の改正は既に事業を展開している法人が別な場所において同じ事業を実施する際には定款変更を不要とすることにより、法人の迅速な事業展開を容易にしようとするもの」と述べています。これをうけ、東京都社会福祉法人係は事務連絡を発出、定款表記の変更の必要が生じた場合の定款記載表記を指導しています。

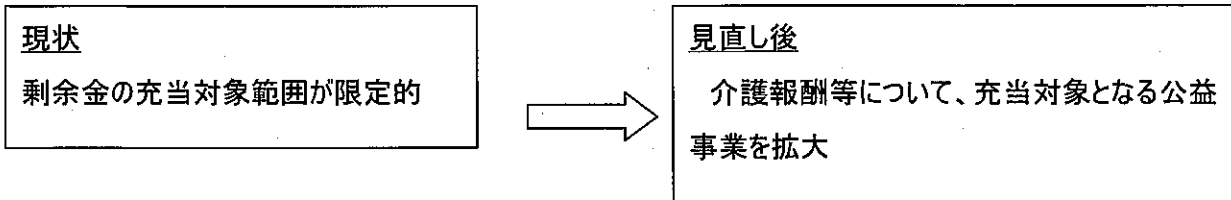
<今回改正となる通知等>

①「社会福祉法人の認可について」（障第890号他）の一部改正について（厚生労働省関係局長連名通知）、②「社会福祉法人の認可について」（障企第59号他）の一部改正について（厚生労働省関係課長連名通知）、③「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用および指導について」（雇児発第0312001号他）の一部改正について（厚生労働省関係局長連名通知）、④「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用および指導について」（雇児福発第0312002号他）の一部改正について（厚生労働省関係課長連名通知）、④「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取り扱い等について」（老計188号）の一部改正について（厚生労働省老健局長通知）、⑤「障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて」（障発第1018003号）の一部改正について（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）、⑥「社会福祉法施行令第四条第七号の規定に基づき厚生労働大臣が定める社会福祉法人の収益を充てることのできる公益事業」の一部改正について（厚生労働省局長連名通知）、⑦「社会福祉事業団等の設立及び運営の基準について」の一部改正について（厚生労働省関係局長連名通知）、⑧「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」（雇児発第487号）の一部改正について（厚生労働省関係局長連名通知）、⑨「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」（雇児発第488号他）の一部改正について（厚生労働省関係局長連名通知）

<改正通知の主な内容は、以下の通りです。全国経営協のまとめに加除したもの。>

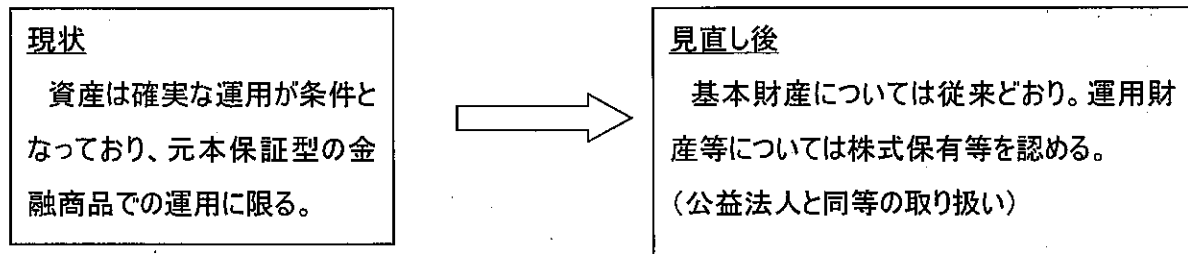
法人単位の資金管理

○社会福祉事業剰余金の充当対象となる「公益事業」の範囲の見直し

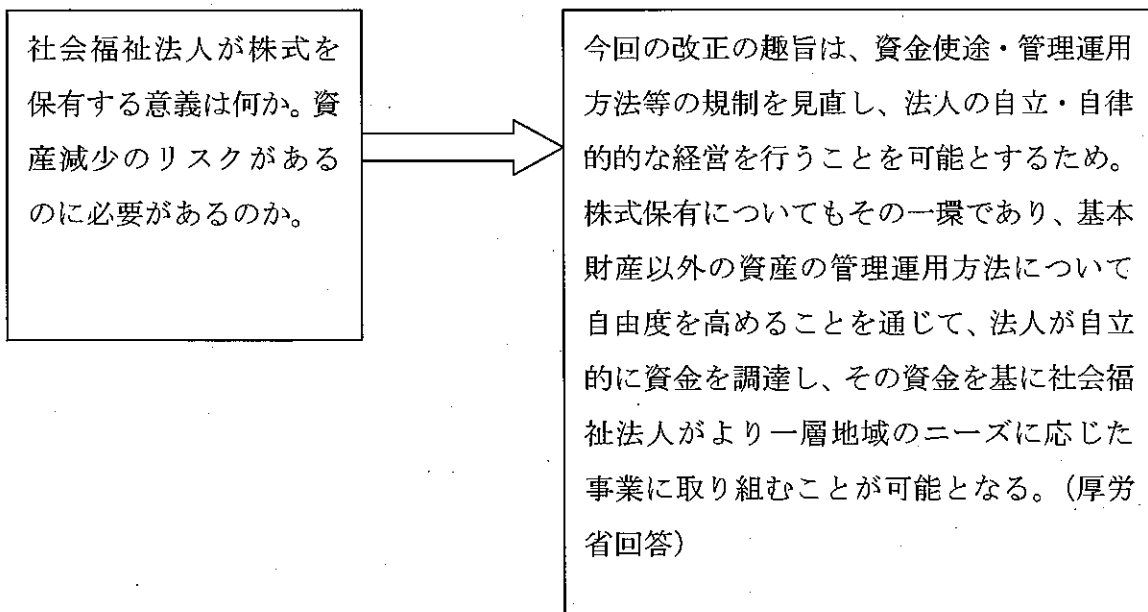


○運用資産（運用財産、公益事業用財産、収益事業用財産）の弾力化

（法人資産のうち、運用財産等については株式保有等についても認める。）



（パブコメ意見）



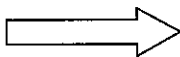
その他の見直し事項

○定款準則記載方法の簡素化、監事構成の見直し等

○ 定款準則記載方法の簡素化

現状

事業の内訳として、施設名ごとに定款に記載（同種施設設置の都度定款変更が必要）



見直し後

施設名称の記載を改め、施設類型ごとに記載すればよいこととする。（既設法人はこのために定款変更を行う必要はない）。

○監事要件の見直し

監事は、法人の監査機関であり、理事の業務執行の状況及び財務状況を監査することから、その目的に沿った監事の構成とする。⇒ 具体的には監事の構成員である「地域の福祉関係者」の範囲から自治会、町内会等の役員である者を取り除く扱いに改める（任期中の者がいる場合は、次回改選時に改めることで可とする。また、平成20年3月31日までに任期終了する者については、他に適任者がいない場合は、一回に限り再任することができる。）

○ 情報開示の推進

法人が自主的に公表することが望ましいものとしている「法人の業務及び財務等」に関する情報に「法人の役員及び評議員の氏名、役職等」の情報を追加し、法人運営の透明性の向上を図ることとした。

○「公益事業の範囲」の見直しと「社会福祉事業剰余金の充当」を概説したものが次頁の「社会福祉法人の会計間の資金異動が認められる範囲」です。相談室にて加工の上作成したものです。

社会福祉法人の会計間の資金移動が認められる範囲 (平成19年3月見直し後)

